

市立室蘭水族館 自動販売機設置事業者公募要項

市立室蘭水族館 利用者の利便性向上の為、自動販売機設置事業者の募集を行います。

【設置場所及び台数】

所在地：室蘭市祝津町3丁目3-12

※ 設置場所詳細は別紙図面参照。

※ 実際の設置箇所については事業者が決定後抽選等により決定する。

台数：本館横 2台 ※1事業者につき設置は1台までとする。

【販売品目】

1. 販売品目は以下のもの以外とする。

- ・ 酒類及び、ビールテイスト飲料（ノンアルコールカクテル含む）
- ・ たばこ
- ・ 食品
- ・ 物品

2. 毎年4～5月や9月以降は、販売状況により温かい飲料の提供を検討すること。

【自動販売機本体のサイズ】

幅120cm×奥行80cm×高さ185cm以内とする。

【設置期間】

令和3年5月1日より令和4年3月31日まで。以降について、契約期間満了の1ヶ月前までに申出がない場合は自動更新とする。最低でも5年間は継続すること。

水族館の営業期間（例年4月～10月）以外は電源を落としカバー等で養生すること。

【使用料等】

1. 設置料

1ヶ月1,000円（税込）を年払いとする。日割り計算はしない。途中解約の場合も返金はしない。

2. 電気料

子メーターにより年間の消費電力量を検針し、室蘭市が支払っている電気料金の単価（年間平均）を掛けたものとする。（計算結果は円未満切り捨て）

- ※ 電気料を算出するため、設置事業者は子メーターの取付を必須とする。
- ※ 電気料の計算において、室蘭市の支払先の電力会社に変更となった場合はその時点で途中精算を行う。
- ※ 2については行政財産の目的外使用料として当協会から室蘭市に支払うものである。

3. 手数料

売り上げの20%とする。

【維持管理】

自動販売機の設置については、次のことを遵守すること。なお、当協会の責めによることが明らかな場合を除き、設置した自動販売機の盗難事故、破損事故等に関しては一切の責任を負わない。

1. 品補充や金銭管理等の自動販売機の維持管理については、事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。
3. 自動販売機の故障及び問合せについては、事業者の責任において対応すること。また、自動販売機前面に緊急連絡先を明記すること。
4. 自動販売機周りの清掃等を実施し、環境の美化に努めること。
5. 「自販機堅牢化基準」及び「自動販売機の据付基準」を遵守し、防犯対策、安全対策に努めること。

【使用許可の取り消し】

公募参加資格又は、公募条件等に適合しない状況となった場合は、使用許可を取り消す場合がある。

【自己都合による自動販売機撤去】

設置期間が満了する前に、自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、事前に当協会へ連絡を行うこと。なお、この場合納入済の使用料は還付しない。

【原状回復等】

事業者は、使用許可期間が満了又は許可が廃止された場合には、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に要する費用等は事業者の負担とする。

【使用権】

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

【公募参加資格】

法人のみ応募することができる。ただし、以下に該当する場合は応募することができない。

1. 自動販売機の設置業務の実績を有していない者。
2. 市税等の滞納がある者。
3. 暴力団関係事業者又は暴力団員及びそれらと関連がある者。

【選定方法】

提出書類の内容を審査し、公募参加資格を満たす者のうちから選定する。なお、応募多数の場合は抽選等により事業者を決定する。

【申込み期間】

令和3年4月19日～令和3年4月25日まで

【提出書類】 各1部

1. 公募申込書
2. 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
3. 市税納付状況調査同意書
4. 自動販売機の設置実績を確認できる書類（任意様式）
5. 設置予定自動販売機の仕様が記載された書類の写し

【提出先】

〒051-0022 室蘭市海岸町1-5-1
一般社団法人室蘭観光協会 担当：矢元

【事業者の決定通知】

事業者に決定した者にのみ通知する。なお、選定方法、結果に関する質問及び異議には一切応じない。

